

令和3年度1回人権教育・人権啓発推進懇話会 確認事項及び欠席委員による意見に対する回答（R3.7.29開催）

No	該当箇所	意見・質問等	回答
1	資料3 第4次指針進行管理調査表  全体	今回、人権に関して、総覧的になっていた事業を、教育・啓発に絞って進行管理調査をするとのことで、整理されたものになっています。 このような形になって、人権に関する事業について、今までのように一覧できないのは残念ですが、それぞれの分野での事業はウェブサイト等で公開されているのでしょうか。	（人権・男女共生課回答） 第4次指針は、人権教育、人権啓発に重点を置いた内容に見直したため、指針の方向性に対する事業内容につきましても教育、啓発に関する事業が中心となっています。第3次指針の方向性に対する事業のうち、教育、啓発以外の施策は、分野ごとの計画等の中で進行管理を行っており、その進捗状況については、市ホームページで公表しています。
2	資料3 第4次指針進行管理調査表  P9 3-8「性的マイノリティの人権」	3-8「性的マイノリティの人権」の項番45で、相談窓口の名称が「LGBT電話相談」となっているのは、「性的マイノリティ電話相談」などへの名称変更の話はないのでしょうか。	（人権・男女共生課回答） 相談窓口の名称につきましては、窓口を開設する際に当事者の方にもお伺いした上で「LGBT電話相談」という名称にいたしました。また、LGBTという表現が広く認識されていることから、現在のところ名称の変更は考えておりません。 なお、チラシや周知カードには、「専門相談員によるセクシュアルマイノリティLGBT電話相談」と記載しています。
3	資料3 第4次指針進行管理調査表  5-1 職員の意識向上	人権について、大切にしているつもりでも、アンコンシャス・バイアスは誰にでもあり、教育・啓発は欠かせない大切なものです。 「私は差別をしていません」というスタンスではなく、「人権について常に感覚を磨くようにしています」というスタンス、特に芦屋市の職員の方には、是非そういう意識で職務に携わっていただきたいと願っています。	（人権・男女共生課回答） 市職員への教育・啓発については、引き続き指針に沿って、すべての職員が自らの職務に止まらず、自身の生活などすべての場面において人権について関心を持つことで人権感覚を身に付け、人権尊重の視点に立って職務に取り組めるよう、研修等を実施してまいります。

No	該当箇所	意見・質問等	回答
4	資料3 第4次指針進行管理調査表 4-3 地域	<p>11ページのNo.1, 関係団体との連携による事業の実施について生涯学習課の目標には、「芦屋市人権教育推進協議会の自主的な活動がより円滑に、かつ充実するよう支援する。」と記載されています。</p> <p>今年、人権協の夏期研修会について、芦屋市、芦屋市教育委員会に後援依頼を提出した際に、研修内容に部落差別解消推進条例の制定の推進が含まれている場合は、市の方向性とは異なるため、後援依頼を受け付けることができないと言われました。</p> <p>障がい者団体の方、視覚障がいのある方や聴覚障がいのある方が来られることから、障がい福祉課に手話通訳の依頼をさせていただいたところ、生涯学習課から手話通訳依頼がないので派遣できないと言われました。芦屋市が部落差別解消推進条例を制定しないということがあるとしても障がい者に対する人権、保障を最低限行ううえで手話通訳を派遣してほしいと思います。</p> <p>最終的には、障がい福祉課から県へ依頼してほしいと言われましたが、3人の手話通訳者に来ていただいた場合、6万円になります。障がい者団体が関わっているときには必ず手話通訳を考えないといけないと思います。障がい者の人権を考えていただきたいと思いました。</p>	<p>(生涯学習課回答)</p> <p>本市における人権教育・啓発の推進のため、生涯学習課では、芦屋市人権教育推進協議会の活動がより円滑かつ充実したものとなるように支援を行っています。</p> <p>このたびの夏期研修会におきましても、実施日時の周知に係る広報紙への掲載支援や、研修会実施にあたり必要となる経費(手話通訳派遣費用も対象)の助成を通して、人権教育推進協議会の自主的な活動を支援しております。</p> <p>今後も引き続き、芦屋市人権教育推進協議会とは連絡・協力体制を密にし、人権教育・啓発の推進に取り組んでまいります。</p>
5	資料3 第4次指針進行管理調査表 5-2 特定職業従事者の意識向上	<p>5-2の「特定職業従事者の意識向上」に入ると思われますが、なかなか表面化しないと言われている、教員等による児童生徒に対する性的加害について、芦屋であるとは思いたくないですが、一般的に存在するのは事実です。被害者から、やっと語られるようになってきました。</p> <p>教員側に加害の意識がないことも多いようです。上下関係があることについてもっと敏感であらねばならないこと、未成年に対する意識、保護的感覚が支配関係につながることをしっかり認識しなければなりません。</p> <p>被害者は、何をされたのかその時は認識できずにいる、傷は深く、長く苦しむということをしかり知る必要があります。</p> <p>あってはならないこととして、研修、予防策を明確に打ち出していきたいと思えます。</p>	<p>(学校教育課回答)</p> <p>教員等による児童生徒への性的加害に対する研修等については、機会を捉え実施しております。</p> <p>非違行為の根絶に向け、資料等を活用し、職員会議や校内研修等で、直接指導するよう、令和3年5月「児童生徒に対するわいせつ行為等の予防的な取組について」を学校長宛に通知しました。</p> <p>また、昨年度の教頭会においても、ハラスメント研修を実施し、その内容を教頭が講師となり校内研修を行うよう取り組んでおります。</p> <p>芦屋の教育指針に「体罰に関するチェック表」を記載したり、全国で、このような事案があれば教職員課からも学校に情報提供したり、引き続き教員等に指導していきます。</p>